

地域を支える「おばまチケット第4弾」循環事業 加盟店舗募集要項

NEST-INN-OBAMA プロジェクト実行委員会

1. 目的

新型コロナウイルス感染症等の影響を受ける市民の生活支援を行うことを目的に、昨年度に引き続き、地域商品券「おばまチケット」を発行することで、市民と地域の事業者が支え合い、持続可能な地域経済の実現を目指します。

2. 発行内容（予定）

販売価格 1セット4,000円（額面5,500円／内訳1,000円×5枚、500円×1枚）

500円チケットについては、小規模店舗（床面積500㎡未満）のみでの利用とします。

3. 「おばまチケット」発行主体

NEST-INN-OBAMA プロジェクト実行委員会（小浜市商工観光課内）

4. 参加条件

小浜市内に事業所、店舗等を有する事業者で、市内の店舗等に限り商品券を使用可能とすることができる者。ただし以下の事業者を除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業を行う事業所（ただし、同条第1項第1号から第3号を除く）。
- (2) 性風俗関連特殊営業。
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (4) 小浜市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等。
- (6) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

5. 商品券取り扱い厳守事項

- (1) 商品券は参加店舗における物品販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- (2) 商品券の使用対象にならないもの
 - ①出資や債券の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
 - ②有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - ③たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - ④事業活動にともなって使用する原材料、機器類及び仕入商品等の調達
 - ⑤土地や家屋、資産形成に資する商品の購入

- ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に係る支払い（ただし、同条第 1 項第 1 号 から第 3 号を除く）
 - ⑧医療費、調剤薬、介護保険等の保険適用に係る一部負担金の支払い
 - ⑨特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
 - ⑩当該商品券の交換又は売買
- (3) 商品券の現金との交換は禁止しています。
 - (4) 商品券額面以下の使用の場合であっても釣銭はお渡ししないで下さい。
 - (5) 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
 - (6) 商品券の盗難・紛失または偽造、変造、模造等に対して、発行者は責を負いません。
 - ※ 商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
 - ※ 上記の禁止行為、使用対象にならないものによる商品券の使用が発覚したときは、損害賠償、登録の取消、換金の拒否その他の処分を行う場合があります。

6. 参加店舗の責務等

参加店舗は、次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 参加店舗は、商品券を使用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が配布する、ポスターを消費者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 使用される商品券は、事務局が事前に配布する見本と間違いないか確認して下さい。なお、パール印刷等偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨を『実行委員会事務局』にも報告して下さい。商品券の見本については、レジ担当者や商品券を取り扱う全ての係員に周知して下さい。
- (3) 取引により商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため商品券裏面に参加店舗受領印の捺印及びサインすることとし、既に受領印及びサインがあるものは、受け取りを拒否して下さい。
- (4) 商品券の交換及び売買を行わないで下さい。有効期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引により得られた商品券のみ換金可能となります。
- (5) 実行委員会の事業運営に協力して下さい。

7. 参加料

無 料

8. 加盟店舗募集期間

令和 4 年 8 月 1 7 日（水）～令和 4 年 1 2 月 2 8 日（水）

※期間内、随時募集を受け付けております。

9. チケット有効期間

令和 4 年 9 月 3 0 日（金）～令和 4 年 1 2 月 3 1 日（土）

※有効期間の過ぎた「おぼまチケット」は、無効とし、一切使用できません。

10. 申込方法

別紙様式「加盟店舗登録申請書」をメール、もしくはNEST-INN-OBAMAプロジェクト実行委員会（小浜市役所 商工観光課）までご持参ください。

11. 換金について

①換金が行える金融機関

(株) 福井銀行、福邦銀行、小浜信用金庫、JA 福井県若狭基幹支店

※小浜市内の店舗に限ります。

②換金取次期間

令和4年9月30日（金）～令和5年2月15日（水）まで

③換金日

月2回の換金日を設けます。

・15日締めで取りまとめた分→月末支払い

・月末締めで取りまとめた分→翌月15日支払い

※振込日が休日の場合は、翌営業日となります。

※申込状況によっては、登録に1ヶ月程度、時間を要する可能性があります。

④換金・振込手数料

無料（本実行委員会側で負担します）

⑤換金方法

使用済みチケット（金種ごとに揃えて）とともに換金申込書を各金融機関に提出していただきますと、指定する換金日に口座振込を行います。なお、現金への換金は応じかねますのでご了承ください。

※金種別にお分けされていない場合、各金融機関様での受付および換金は、致しかねます。必ず事前にお分けいただき、換金取次依頼書へ枚数および金額を記載いただきますよう、予めご留意ください。

12. 小規模店舗限定チケットについて

市内の小規模店舗への消費喚起を図るため、床面積500㎡未満の飲食店及び小売店に限定した500円チケットを発行します。

小規模店舗 様：換金前に使用済みチケットを500円・1,000円の金種別に分け、各金融機関にお持ち込みください。

大規模店舗 様：会計時、お客様から500円チケットを受け取ることをのらないようご注意ください。

13. 感染予防対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大を予防するため、国や県、業界団体が示すガイドラインを遵守徹底願います（以下のアドレス参照）。

- ・国HP
<https://corona.go.jp/>
- ・福井県HP
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/corona/guideline.html>
- ・小浜市HP
<https://www1.city.obama.fukui.jp/category/page.asp?Page=4452>

14. 協力依頼

- ・市民の皆様が「おばまチケット」を使用しやすいような取り組みをしていただきますようご協力願います。
（例）1,000円、1,500円、2,000円の3種類のメニューを作り販売する。
- ・「市民の皆様と地域の事業者の方が一体となって地域を元気にしよう」という機運を高められる物やサービスの提供にご協力願います。
（例）活性化メニューの開発、商品提供時の明るい声掛けの徹底等。

15. 今後のスケジュールについて

令和4年8月17日～ 令和4年12月28日	加盟店舗の募集開始（随時店舗更新） ※9/16（金）までに申し込みいただければ、チケット購入時に購入者にお渡しする取扱い店舗一覧に掲載致します。
令和4年9月22日～ 令和4年9月29日	本事業の参加店舗に対して、「商品券の見本」「店頭掲示用ポスター」「換金マニュアル」等を郵送
令和4年9月30日	チケット販売開始日
令和4年9月30日	チケット使用開始
令和4年9月30日～ 令和5年2月15日	換金の期間 （指定する換金日（月2回）に口座振込）
令和4年12月20日	「おばまチケット」の販売終了
令和4年12月31日	「おばまチケット」の使用期間終了

16. お問い合わせ

NEST-INN-OBAMA プロジェクト実行委員会
（小浜市役所商工観光課内）

TEL：0770-53-9705（直通）

FAX：0770-52-1401

MAIL：syoukou@city.obama.lg.jp

担当：佐藤、高垣